

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

(開催要領)

- 1 日時 平成28年1月20日（水）10:02～10:17
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長
大阪大学社会経済研究所招聘教授
委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長
委員 本間 正義 東京大学大学院農学生命科学研究科教授

<関係省庁>

大内 育 農林水産省農村振興局水資源課施設保全管理室長
高橋 宏昭 農林水産省農村振興局水資源課施設保全管理室課長補佐
阿部 誠 農林水産省農村振興局水資源課施設保全管理室財産管理係長

<事務局>

藤原 豊 内閣府地方創生推進室次長

(議事次第)

- 1 開会
 - 2 議事 干拓地において利用されていない国有地の管理・活用に係る規制の緩和について
 - 3 閉会
-

○藤原次長 国家戦略特区ワーキンググループを開催させていただきます。

ちょっと原委員がおくれておられますけれども、本日は、八田座長、本間委員においていただいております。

大潟村につきましては、前回の昨年最後の諮問会議の中で、大潟村のいろいろな規制改革項目については重点的に対応していくこうということが民間議員より諮問会議でもプレゼンテーションされていますので、少し優先順位を高くして議論をさせていただくということでございます。

本間委員からもまたお話があるかもしれません、実際に現地視察をワーキンググループの委員が行かせていただいた際に、この干拓地において国有地があるわけでございまして、泥上げのような形で場所を確保しているのですが、使い道が非常に限られているとい

うか、使えないということで、何らかの活用の仕方があるのではないかという地元からの積極的な要望がございましたので、これについて関係省庁と議論をしていただくという趣旨でございます。

八田座長、よろしくお願ひいたします。

○八田座長 どうもお忙しいところを朝早くからありがとうございます。

それでは、早速、御説明をお願いいたします。

○大内室長 それでは、農林水産省農村振興局の施設保全管理室というところでございます。大内と申します。よろしくお願ひいたします。

資料でございますけれども、めくっていただきまして、まず、土地改良財産の管理処分に係る関係法令ですが、これは自明のことですけれども、国の事業でつくった、この場合ですと干拓地あるいは干拓地に必要な施設ですが、当然これは国有財産でございますので、左下に四角が囲ってありますけれども、当然、国有財産法の縛りを受けるのですが、土地改良事業でつくっておりますので、この場合は特例として土地改良法にその管理処分の定めをしているということでございます。

一番上の赤い四角で書いてあるのですが、これは土地改良法の94条になります、1号から4号までございます。それぞれが土地改良財産でございます。

簡単に御説明申し上げますと、1号がつくった工作物、水路とか、堰とか、あるいは、水の使用に係る権利です。

2号は、これは干拓地の農地として配分する土地の話になります。

3号が、今、お話をありましたように、水路脇の土地とか、本当は水路敷とか、そういう敷地等、あるいは、立木と書いてあるのは防風林とかを想定しているようですが、これは3号地です。

4号は、いろいろと書いてあるのですけれども、これは所管換とか、所属替で国が施設用地として取得したものが4号という制度になっているということでございます。

これが土地改良財産と言われるもので、1枚めくっていただきますと、これはちょっと見にくくて、いつもこの2ページ目の図を使うのでございますけれども、これは横軸が、施設、財産と思っていただいて、縦軸が、建設、つくった主体、所有している財産権者、それから、管理をしているのが誰かとなります。

一番上の国営というのは、国でつくった施設は、当然ですが、国が建設主体で、国が所有主体になるものと、場合によっては、市町村あるいは土地改良区に譲与するものがございますが、これが①で、点線で一番下の団体営という四角に行くのですけれども、こういうものもある。

管理主体が最終的に国で直轄管理すれば、真横に行って管理主体も国、あるいは、国から都道府県に管理委託をしてしまえば、これは⑤の矢印で都道府県というところに行くのですけれども、こういうものです。

あるいは、国から市町村あるいは土地改良区に管理委託をするものがあるということで

ございます。

ちなみに、国がつくった施設は、いわゆる排水機場とか揚水機場、あるいは、堰とかダムとか、いわゆる何カ所で数えられる点的施設と申し上げているのですが、これが全体で、今、1,861がございますけれども、国が直轄管理しているのがそのうちの20カ所、パーセントで言うと1.1%、都道府県に管理委託しているものが299カ所で16.1%、残りの1,542は、83%弱になりますけれども、市町村、土地改良区に委託ないしは移譲しているものでございます。

排水路とか用水路も、当然、国でつくっておるのですけれども、これが全体で3万3,182キロほどございます。国が直轄管理しているのはそのうち94キロで0.3%、県に管理をお願いしているのが824キロで2.5%、残り3万2,264キロ、97.2%になりますが、これは、市町村、改良区に管理委託ないしは譲与している状況になっております。

ということで、国がつくって、国有財産にしては非常に珍しく、ほとんど国が直に管理をせずに、都道府県ないしは市町村に管理を委託ないし譲与して管理をお願いしているというのが土地改良施設の一つの大きな特徴になっているということでございます。

一番下に、土地改良法94条の6第1項ということで、土地改良財産を県または改良区等に管理させることができるということで、これは管理委託の規定となってございます。

一枚めくっていただきまして、今回、我々も情報がない中ですけれども、土地改良財産の他目的使用ということで、関係する法令が次のページにございます。

土地改良法の94条の4の2第1項で、土地改良財産、これは工作物ですとか土地ですけれども、これは、本来の用途または目的を妨げない限度で、他の用途または目的に使用させ、または収益させることができるという法律がございまして、同じく政令の59条に書いてございますけれども、管理受託者は、農水大臣の承認を受けて、本来の用途または目的を妨げない限度において他の用途または目的に使用し、もしくは収益し、または使用させ、あるいは収益させができるという形になっているということでございます。

あとは基本通知がございまして、これは農村振興局長通知で土地改良財産の管理及び処分を規定しているのですが、ここも基本的には同じもので、承認または許可は、本来の用途または目的を妨げない、関係農家の利益に反しないとなってございます。

最後のフロー図が、こういったところで、今回は大潟村で、例えば、土地の利用とかを行う場合には、村から県に申請していただいて、県から国、農政局で聞き取りをして、承認を県にして、県を通じて大潟村に契約をするということでございます。

財産の管理の処分等については、今、こういった仕組みになっているところでございます。

○八田座長 ありがとうございました。

それでは、この提案者の提案の内容については、できるということでしょうか。

○大内室長 大変申しわけないのですけれども、年末にいただいて、中身をよく確認できないところがありまして、現に大潟村さんからは、土地の利用とか、例えば、ソーラー

一のサーキットにしたいとかという提案があったときに、既に承認して、使っていただいているたりするものですから、何が問題になっているかということがちょっと見えなくてですね。

○八田座長 わかりました。どうもありがとうございます。

では、本間先生。

○本間委員 御説明をありがとうございました。

大潟村は、海拔がマイナスのところで、水を揚げてから10メートルぐらい落としているわけです。そのための排水路が村の中央を走っていて、その排水路の脇に、先ほど次長から説明があったように、面積を全体で把握はしていないのですけれども、実際に排水路に沿ってほとんどやぶ地になっている土地がある。相當に広大な土地が、いわば遊んでいる状態なのです。当時としては、その排水路からの泥上げとか、そういう用途のために設置したことだけれども、実際に一度も使われたことがない。

そういう実態がありまして、大潟村は、大規模と言ったって、17、18ヘクタールで、これから米単作でやっていくのはとても今日的には狭いわけで、こうした土地があれば利用するに越したことはない。既存農地の集約だとか集積だとかということはやるにしても、そこのところの用地の有効活用ができないかと。

これまで何度も必要があったということであれば、あり方を見直すにしても、遊休地としてその用地が必要だということにもなるかもしれませんけれども、實際には使われておらず、また行って視察した限りは、これを遊ばせておくのはもったいないという感想を持ちました。ここは具体的にどれくらいの面積があって、どういう活用が可能かということを含めて、一度、大潟村とすり合わせをしていただいて、サーキットというお話もあるかもしれませんけれども、やはり農地として活用することが望ましい。

実際に土地改良といいますか、整備事業が必要で、すぐさま田んぼになるという話ではないので、どういう形の使い方を考えているのかは場所によって違うと思うのですけれども、本当に排水路の周りに広がっているものですから、その有効活用について、ぜひ現地とすり合わせをしていただければと思っています。

○大内室長 実際にそのような話を我々はまだ聞いていないものですから、ぽつぽつ、こういうものに使いたいということは、当然お聞きして、大丈夫であればということです。

あそここの土地をあけているのが、実は、今、本間先生が言われたように、非常に低平地で土質の悪いところに排水路をつくっているものですから、周りに重いものを載せると沈むのです。そこが沈むとどうなるかというと、排水路が浮き上がるるので、通常はそれほどでもないですが、地震が起こると沈んで上がるということで、排水路が全部使えなくなるおそれがあるので、少なくとも重いものは載せないでくださいということと、現在もあそこは全体的に沈んでいるものですから、いずれ排水路を拡幅する必要が出てくると思われる所以、そのためもあって、ただ、本当にあの幅が要るのかということが当然あるので、逆に言うと、そういうことを、もちろん支障がない範囲でというお話があれば、検討して

というのは、今までそうでしたし、当然あり得るとは思うので、これは現地でというか、大潟村さんから、県を通じて、農政局を通じてお話をあれば、当然、対応はできると思います。支障のない範囲にはなりますけれども。

○本間委員 50年前に比べて、技術も含めて相当変わってきていると思いますので、拡幅が必要だとしても、側壁だとか、そうしたことの工事で十分に可能かどうか、そのあたりの検討も含めてお願ひします。

○大内室長 多分、必要にはなると思います。

○八田座長 それでは、基本的には、まず、現行の制度の中で検討してみようということで、よろしくお願ひいたします。

○大内室長 わかりました。ありがとうございます。

○八田座長 ありがとうございました。